

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境の中で、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレートガバナンスの充実を最重要課題と位置付けております。当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として定め、当社コーポレートサイトで開示するとともに、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレートガバナンスの充実を図るため必要な見直しを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2】

当社は、2019年6月末日時点で外国法人等の持株比率が15.82%であり、株主総会の決議事項を伝える目的にて、狭義の招集通知および株主総会参考書類については英訳対応しておりますが、株主構成や費用対効果および議決権行使の状況の観点から、現時点では、議決権の電子行使を可能とするための環境に対応しておりません。今後さらに外国法人等の持ち株比率が増加し、議決権行使状況に大きな支障が生じると判断した場合には、その対応を検討したいと考えております。

【原則3-1(iv)】

当社は、取締役・監査役の選解任を取締役会の決議により行っており、監査役候補の選解任については、監査役会の同意を得ております。指名の前提となる取締役・監査役の役割・資格については、「コーポレートガバナンス基本方針」等に定めておりますが、今後さらなる充実を図りたいと考えており、また、解任の方針・手続きについては現時点では明確に定めていないため、引き続き重要検討課題と認識し、対応を検討してまいります。

【補充原則4-1】

当社の後継者計画の策定に関しては、現・代表取締役2名を中心に検討を行っております。当社が属する事業領域は、創業16年余りの当社が先駆者の部類に入る国内でもまだ新しい事業領域であるため、共同創業者でもある現・代表取締役2名がその最新の業界知識や業界の変遷・展望をふまえて議論・検討することが相応な段階であると認識しております。しかしながらコーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役会が後継者計画の策定・運用に主体的に関与することが望ましいとされたことをふまえ、引き続き重要検討課題と認識し、対応を検討してまいります。

【補充原則4-2】

当社の経営陣の報酬は、現金報酬と譲渡制限付株式報酬により構成されております。過去には、中長期の業績達成のインセンティブとするために業績目標達成条件付ストックオプションを導入した実績もあり、今後は、中長期の業績に連動する報酬等についても検討を進めます。

【補充原則4-3】

上記補充原則4-1にて説明と同様に、当社は現時点では、CEOの選解任についても現・代表取締役2名を中心に議論・検討することが相応な段階であると認識しております。しかしながらコーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役会がCEOの選解任に十分な時間と資源をかけることが望ましいとされたことをふまえ、引き続き重要検討課題と認識し、対応を検討してまいります。

【補充原則4-10】

当社は、現時点では、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための委員会等の仕組みはありません。今後は、指名・報酬等の検討に際して、独立社外取締役との連携を深めるなど、より公正で透明性の高い検討と手続きが実施できることを目指し、検討を進めてまいります。

【原則4-11】

当社は、外国人取締役は選任しておりませんが、国際性の面を含む多様性ある取締役会構成を今後の課題と認識し、検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

当社は、当社および当社グループの円滑な事業遂行に資すると合理的に判断できる場合、政策保有株式として上場株式を保有することが有り得ます。政策保有株式として上場株式を保有する場合は、取締役会において、経済的合理性を確認の上、保有継続の判断を行ってまいります。なお、当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたり、統一した基準を策定しておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程において、利益相反取引を行うには取締役会決議を要することと定めております。

さらに、利益相反取引の実績については、取締役会にて報告を行い、監査役や社外取締役が監視・監督できる体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は「経営理念」「コーポレートビジョン」および「中期経営計画」を、当社のIR資料に記載し、当社コーポレートサイトにて開示しております。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3655/tdnet/1702108/00.pdf>

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社コーポレートサイトに開示しております。
<https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html>

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬は固定報酬としており、報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役社長であります。代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業界他社の役員報酬の水準や当社の利益総額および販管費率等を参考に、各取締役の担当職務・貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役会長および取締役CFOとの協議を経たうえで、報酬額を決定しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、取締役・監査役の選解任を取締役会の決議により行っており、監査役候補の選解任については、監査役会の同意を得ております。指名の前提となる取締役・監査役の役割・資格については、「コーポレートガバナンス基本方針」等に定めておりますが、今後さらなる充実を図りたいと考えており、また、解任の方針・手続については明確に定めていないため、引き続き重要検討課題と認識し、対応を検討してまいります。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社は、現在、株主総会参考書類にて、社外取締役・社外監査役のみならず、社内役員の選任理由についても記載を行っております。今後は、選任のみならず解任の理由についても記載するよう努めます。

【補充原則4-1-1】

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、取締役会の判断・決定範囲、経営陣への委任の範囲を定め、当社コーポレートサイトに開示しております。
<https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html>

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、独立社外取締役の独立性判断基準を定め、当社コーポレートサイトに開示しております。
<https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html>

【補充原則4-11-1】

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定め、当社コーポレートサイトに開示しております。
<https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html>

なお、取締役の選任に関する方針・手続については、上記【原則3-1 情報開示の充実】(iv)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役の他の上場会社社員の兼任状況について、毎年、定時株主総会の招集通知にて記載・説明しております。全ての役員の兼任状況は合理的な範囲に留まっていると判断しており、それぞれの職務を適切に全うしていただけると判断しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会全体の実効性についての分析・評価について、取締役会の果たすべき役割・責務の実現のために、各取締役の自己評価や、社外取締役および監査役の意見も参考にしつつ、分析・評価を行っております。実際の分析・評価結果の概要につきましては、当社コーポレートサイトに開示しております。

https://ssl4.eir-parts.net/doc/3655/announcement/55633/00.pdf?_ga=2.175422882.1450739954.1599980068-1245491599.1536225671

【補充原則4-14-2】

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を定め、当社コーポレートサイトに開示しております。

<https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html>

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」内にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、当社コーポレートサイトに開示しております。

<https://www.brainpad.co.jp/ir/governance.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤清之輔	796,300	10.81
株式会社ディシプリン	692,400	9.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	634,100	8.61
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	442,100	6.00
草野隆史(戸籍名:高橋隆史)	361,200	4.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,100	4.13
THE BANK OF NEW YORK 133652	276,300	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	251,000	3.41

丹沢良太	167,960	2.28
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	149,700	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニーから、2020年2月5日付にて、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されております。

当該変更報告書内にて、2020年1月31日現在、以下の株券等を保有している旨が報告されております。

保有株券の数660,600株、株券等保有割合9.16%

アセットマネジメントOne株式会社から、2020年8月27日付にて、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されております。

当該変更報告書内にて、2020年8月20日現在、以下の株券等を共同保有している旨が報告されております。

保有株券の数674,000株、株券等保有割合9.13%

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社から、2020年4月17日付にて、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されております。

当該変更報告書内にて、2020年4月13日現在、以下の株券等を共同保有している旨が報告されております。

保有株券の数639,400株、株券等保有割合8.78%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐野哲哉	公認会計士													
牛島真希子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

佐野哲哉	社外監査役の佐野哲哉氏は、グローウィン・パートナーズ株式会社の代表取締役であります。当社は以前、グローウィン・パートナーズ株式会社よりASPサービスの提供を受けておりましたが、取引額は軽微であること、および、上記「会社との関係」のh以外の項目にはいずれも該当せず、当社との関係において十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。	佐野哲哉氏は、2014年9月に当社社外監査役に就任以来、公認会計士としての専門的かつ豊富な経験と知識等に基づき、取締役会等での発言を通じて、適切に経営監視を行いました。その後、2017年9月からは当社社外取締役として、同氏の起業家および経営者としての豊富なビジネス経験と、数々のM&A支援業務や上場支援業務を通じて培われた業界を問わない幅広い見識を活かし、業務執行取締役から独立した客観的視点に基づいて経営への提言を行っております。また、上記「会社との関係」のhに該当するものの取引額は軽微であること、および、上記「会社との関係」のh以外の項目にはいずれも該当せず、当社との関係において十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
牛島真希子	特にごさいません。	牛島真希子氏は、国際的な法律事務所における勤務を通して、日本法弁護士としての経験だけでなく、クロス・ボーダーのM&A取引およびファイナンス取引ならびに海外行政当局規制等に係る専門的かつ豊富な経験と知識等を有していることから、業務執行取締役から独立した客観的視点に基づいて経営への提言を行っていただけると判断し、社外取締役に選任しております。上記「会社との関係」のa~kにいずれも該当せず、当社との関係において十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は独立した内部監査室(室員1名)を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木晴夫	他の会社の出身者													
山口勝之	弁護士													
大久保和孝	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木晴夫		特にございません。	鈴木晴夫氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、適切な経営監視をしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。上記「会社との関係」のa～kにいずれも該当せず、当社との関係において十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。
山口勝之		特にございません。	山口勝之氏は、弁護士としての専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、弁護士としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
大久保和孝		特にございません。	大久保和孝氏は、大手監査法人における監査経験だけでなく、企業コンプライアンス・CSRの分野でも専門的かつ豊富な経験と知識等を有していることから、適切な経営監視をしていただけると判断し、社外監査役に選任しております。上記「会社との関係」のa～kにいずれも該当せず、当社との関係において十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

当社は、2019年8月27日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下同じ)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」)を導入することを決議しました。また、2019年9月26日開催の第16回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、年額2億円以内の金銭報酬債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として約1年間から約35年間までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「本譲渡制限期間」)とすることにつき、ご承認をいただいております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および監査役の報酬は事業報告にて社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は固定報酬としており、報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役社長であります。代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、業界他社の役員報酬の水準や当社の利益総額および販管費率等を参考に、各取締役の担当職務・貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役会長および取締役CFOとの協議を経たうえで、報酬額を決定しております。

当社の監査役の報酬は固定報酬としており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、取締役CFOへの意見聴取を経たうえで、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従ではありませんが、コーポレート本部が補佐しております。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会または監査役会開催前に招集通知および上程資料をメールにて伝達するほか、適宜必要な情報共有を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会および取締役)

当社の取締役会は、8名の取締役(うち独立社外取締役2名)により構成されており、毎月開催する定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。議長は取締役社長が務め、取締役会付議事項・報告事項に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、取締役・監査役の選任をはじめとする重要な業務執行に関する決定や、法令・定款に定められた事項を決定する意思決定機関として、十分な協議を通じて経営全般に対する監督機能を発揮し、経営の公正性・透明性を確保しています。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令または定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。

(監査役会および監査役)

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名(全て社外監査役)によって構成されており、毎月1回の開催を通じて、監査方針・監査計画ならびに監査の状況および結果について適宜協議を行い、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めております。監査役は取締役会に出席して取締役の職務執行および取締役会の監督義務の履行状況について適法性および妥当性を監査するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。

(内部監査室)

当社は独立した内部監査室(室員1名)を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(その他の任意の委員会)

上記に加え、当社は、経営体質の強化および経営の透明性・健全性を一層向上させることを目的に、リスクマネジメント委員会を任意の委員会として設置しています。同委員会は取締役CFO、情報システム部門長を中心に構成されており、リスクマネジメントに関する統括的監督機能を持ち、会社全体の各種リスクに対する対応方針および組織ごとのリスク対策について指示・監督等を行い、その状況を取締役に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しており、取締役会が監査役会と緊密に連携し、重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能を強化しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の方にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避することに留意してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、狭義の招集通知および株主総会参考書類を英文で作成し、当社コーポレートサイトに掲載しております。
その他	・株主総会招集通知の電子的公表 当社の第17回定時株主総会招集通知は、2020年9月14日に発送いたしました。株主の皆様への早期情報提供の観点から発送前の9月3日に、当社コーポレートサイトおよび東京証券取引所ホームページに掲載致しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期および通期の決算発表後に開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を、当社コーポレートサイトのIR情報に掲載いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先および従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し積極的に行う方針であります。会社コーポレートサイト、定期的および適宜開催する会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役および従業員が、法令および定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範として、「コンプライアンスガイドライン」を制定し、当社が企業活動を行っていく上で果たすべき役割と責任を明確にしています。

このコンプライアンス・ガイドラインのもと、コーポレートガバナンス体制およびコンプライアンス体制を整備・構築し運営していくことが、経営上重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項および第3項に従い、取締役会において、内部統制システムの構築の基本方針を決定し、業務の適正を確保するための体制を整備しています。今後も、同システムを有効に機能させるために必要な見直しを行い、より適切な運営に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社および子会社ならびにその全役職員が法令および定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンスガイドライン」を定める。
- (2)当社および子会社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3)取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- (4)取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会および取締役会に報告する。
- (5)他の業務執行部門から独立した内部監査担当者が、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に従い、適切に記録、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社および子会社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2)内部監査担当者は各組織のリスク管理状況について監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社および子会社の取締役会は、「取締役会規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
- (2)当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、業務執行取締役が参加する会議を開催し、基本方針・戦略を討議する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社に関する管理は「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づく体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については、取締役会に報告を行う。
- (2)当社は、「コンプライアンスガイドライン」に則り、企業集団全体でのコンプライアンス意識の徹底を図る。
- (3)子会社の業務活動全般についても内部監査担当者による内部監査の対象とし、状況に応じて適宜監査を実施する。
- (4)子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者に相当する者は、当社の監査役に対して適宜その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- (2)補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
- (3)当該使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (1)重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。
- (2)当社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3)当社は、取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、原則月1回定期的に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2)監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
- (3)監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- (4)当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合には、監査役の職務の執行に必要なと認められるときを除き、当該費用または債務を処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1)当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- (2)反社会的勢力からの不当な要求があった際は、常勤監査役に通知するとともに、必要に応じ、行政庁または弁護士の助力を受けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定めており、反社会的勢力との関係は一切ございません。

当社では反社会的勢力との関係を断絶するため、当社取引先、当社主要株主、当社役職員等について、調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しております。尚、取引基本契約書等の内容に反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

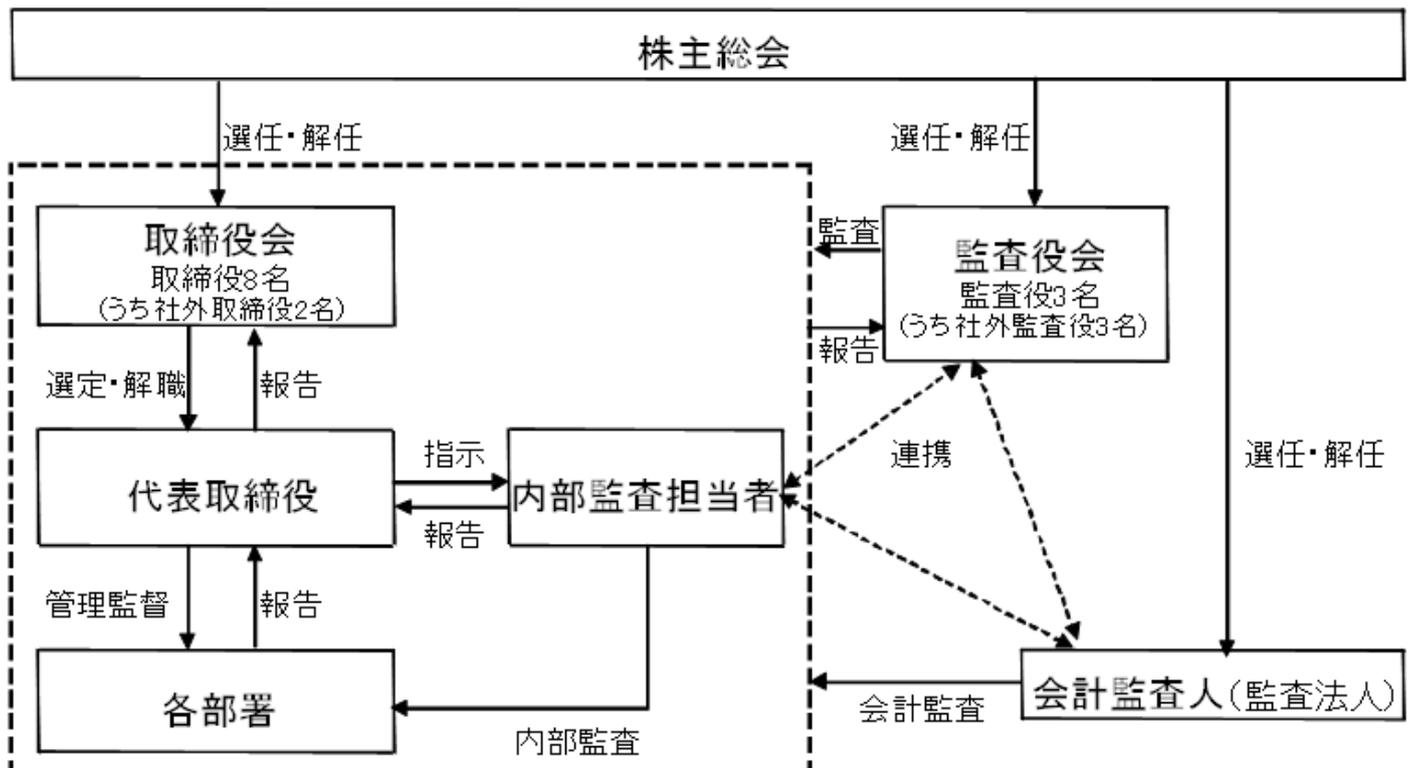
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



決定事実に関する情報

決算に関する情報

発生事実に関する情報

